

令和7年度あきる野市障害福祉サービス事業者等指導監査結果

令和7年度に障害福祉サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	障がい者相談支援センターいまここ	計画相談支援	令和7年 5月14日
2	障がい者相談支援センターいまここ	障害児相談支援	令和7年 5月14日
3	WORKSPACE NOA	就労継続支援B型	令和7年 5月29日
4	放課後等デイサービス 一歩	放課後等デイサービス	令和7年 6月25日
5	合同会社h&s Mahalo	居宅介護	令和7年 7月14日
6	合同会社h&s Mahalo	重度訪問介護	令和7年 7月14日
7	合同会社h&s Mahalo	行動援護	令和7年 7月14日
8	放課後等デイサービス コア	放課後等デイサービス	令和7年 7月14日
9	耀house	共同生活援助	令和7年 7月15日
10	短期入所 コア	短期入所	令和7年 7月15日
11	グループホームひまわり akiruno	共同生活援助	令和7年 7月23日
12	グループホームのぞみ	共同生活援助	令和7年 8月25日
13	放課後等デイサービス 悠友キッズ	放課後等デイサービス	令和7年 9月11日
14	さんらいず	児童発達支援	令和7年 9月29日
15	さんらいず	放課後等デイサービス	令和7年 9月29日
16	ほめてこ あきる野教室	児童発達支援	令和7年10月 9日
17	ほめてこ あきる野教室	放課後等デイサービス	令和7年10月 9日
18	どんぐりの森	児童発達支援	令和7年10月22日
19	みらいクラブ	放課後等デイサービス	令和7年11月11日
20	児童ショートステイ・テラ	短期入所	令和7年11月12日
21	わたぼうし	共同生活援助	令和7年12月 3日
22	グループホームひかり	共同生活援助	令和7年12月17日
23	どんぐり	短期入所	令和7年12月18日
24	ああすケアホームはな花	共同生活援助	令和8年 1月20日
25	グループホーム ラフ	共同生活援助	令和8年 2月25日

2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指導
運営	13	82
サービス	35	55
会計	0	1
合計	48	138

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指導：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の勤務関係（勤務実績が適切に記録されていない、勤務表に必要事項が記載されていない、就業規則にハラスメント防止のための措置について規定されていない等） ・従業員の研修関係（研修内容が適切に記録されていない、資質向上のための研修の機会が確保されていない等） 	28	都条例第155号第5条、第76条準用（第53条）、第108条準用（第42条）、第170条準用（第56条）、第188条、第194条、第197条、第199条 都条例第139号、第14条、第76条準用（第14条、第53条）
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止等のための必要な措置（虐待防止の体制整備チェックリストの実施、虐待防止啓発掲示物及び虐待通報先等の掲示、委員会及び研修の記録）が不十分 	20	都条例第155号第3条、第36条、第197条 都条例第139号第3条、第45条
運営規程・重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に必要事項（虐待防止のための措置に関する事項、苦情を受け付けるための窓口等）が記載されていない ・重要事項説明書に必要事項（緊急時の対応方法、虐待防止に関する措置、第三者評価の実施状況）が記載されていない 	19	都条例第155号、第170条準用（第40条）、第188条 都条例第139号第3条、第76条準用（第43条）
個別支援計画、サービス等（障害児支援）利用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画が適切に作成されていない（サービス等利用計画を踏まえて作成しているか確認できない、本人の意向が記載されていない、児童発達支援管理者が作成したことが、確認できない等） ・個別支援計画を指定特定相談支援事業者等に交付していない 	18	都条例第155号第188条準用（第27条、第54条） 都条例第139号第12条、第76条準用（第12条、第53条）
心身の状況等の把握（アセスメント）	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成に当たり、アセスメントを適切に実施していない ・アセスメントを実施した際の記録内容が不十分 	11	都条例第155号第188条準用（第27条、第54条）、第199条準用（第54条） 都条例第139号、第12条、第76条準用（第12条）

※指摘事項は一部改善中を含みます。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「都条例第155号」：東京都障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都条例第139号」：東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営基準に関する条例（平成24年12月13日東京都条例第139号）

「厚労令第28号」：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）

「厚労令第 29 号」：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)

「虐待防止法」：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）